

(特活) アジア・コミュニティ・センター21
中期計画 (2016～2018 年度)

I. 私たちが描く 5 年後のアジアの状況と ACC21 の役割

- ・アジア、とくに新興国(インド、中国、インドネシア、フィリピン、バングラデシュ、パキスタン、ベトナム)を中心とした開発途上国の経済成長は今後も続き、「新中間層」(いわゆるホワイトカラー層)が拡大することが予想される。
- ・(中国が主導する)「アジアインフラ投資銀行」などを通じた開発途上国への海外投資が拡大し、(港湾、道路、都市整備、資源開発などの)インフラ整備が進むにつれ、農村から都市への人口流出(第一次産業離れ)、公害と環境破壊、貧富の格差などの問題が一層深刻化することが予想される。
- ・こうした社会問題は、開発途上の国内にとどまらず、途上国に投資する外国企業、開発援助を行う外国政府も関係することであり、これらの問題に取り組む現地 NGO は NGO 間の国際的な連帯・協力を必要とするであろう。そのためには、ACC21 は国内外の NGOs と協力・協働してこれに対応していく役割を果たしていく。
- ・開発途上国、とくに新興国では民間企業の賃金が上昇し、若い人材の“NGO 離れ”が進んでおり、今後もその傾向は続くであろう。こうした状況に対処する方策が現地 NGO には求められるであろう。そのために、ACC21 は、現地 NGO そして日本の NGO とも協力し、効果ある方策を見出し、課題克服のため、ネットワークをつくりながら、一定の役割を果たしていく。
- ・近年、多国籍企業や大企業は、「BOP ビジネス」(国連開発計画では、全ての人々が参加するという意味で、インクルーシブ・ビジネスと呼ぶ)を通じて貧困層の人々の参加を得たビジネス開発の流れが広がりつつある。こうした状況下で、貧困層の人々が自らの意志で立ち上がり、ビジネスに参加し、資本、土地、その他資源の所有者・管理者になれるよう、ACC21 は他 NGO と協力して関係セクターに提言し、また仲介役を果たしていく。

II. 中期事業の全体方針

ACC21 の理念「アジアの人々が共に生き、支え合う、世界に開かれた、公正で平和な社会」を実現するため、そして、団体設立趣旨書で掲げた目標を達成するため、2016～2018 年度の 3 年間は、次の活動を中心の柱にして活動します。

また、ACC21 の事業活動から最大限の成果を得られるよう、ACC21 の組織・財務基盤の強化を行い、持続的な組織運営をめざします。

【2016～18 年度に集中的に取り組む活動】

- ・ 新規事業開拓（権利を奪われた貧困家庭の子ども・青少年の支援（仮称）、権利を奪われた貧困家庭の女性の社会主流化支援（仮称））*
- ・ 公益信託制度の普及・啓発
- ・ 政策提言
- ・ 日本企業との連携による途上国地域開発事業の推進

* ただし、新規事業は、以下を経た後に開始する。

- ① 2016 年度第 1 回理事会において「定款第 5 条（特定非営利活動に関わる事業）」の変更に関して総会で審議することについての審議・議決
- ② 2016 年度通常総会（2016 年 5 月末予定）において「定款第 5 条（特定非営利活動に関わる事業）」の変更に関する審議・議決
- ③ 東京都への定款変更申請・承認
- ④ 2016 年度第 2 回理事会において事業計画の変更についての審議・議決

（参考）【設立趣旨書で掲げた目標】

- ・ 人間として生きる諸権利を奪われた人々や子どもたちが生活上の基本的権利を得て、人間の尊厳を保つことのできる状態をつくる。
- ・ 個々人や各社会・国などの多様性を尊重し合うとともに、アジアの仲間たちと共に助け合い、支え合う社会をアジアにつくりあげる。

【ビジョン】 アジアの人々が共に生き、支え合う、世界に開かれた、公正で平和な社会

【ミッション】 ビジョンの実現に向けて、私たちは次の 4 つの“流れ”を促進し、ひとづくりを行います。

4 つの流れと「ひとづくり」

ACC21 は次の 4 つの“流れ”を促進し、市民・民衆・NGO 等を基礎とした市民社会の協働ネットワークを構築していきます。

- ① 資金の流れ:「資金」を「社会投資資本」として貧困から脱却しようとする人たちに
- ② ひとの流れ:「相互扶助のコミュニティ」意識をたかめるための、セクターと世代と国を超えた人的交流を
- ③ 知識・情報の流れ:知識・情報を持ってない人たちに
- ④ 政策・制度変革の流れ:アジアの社会開発運動のリーダーたちとの協働により、社会的公正実現のための政策・制度の確立へ
- ⑤ ひとづくり:4 つの“流れ”をさらなる効果あるものにするため、人材の育成を

III. 2016～2018 年度の中期事業計画

[1] 2016～2018 年度に実施する事業（まとめ）

1. 資金の流れ

- (1) ACT 事業推進（継続）
- (2) 今井基金・川上基金事務局活動（継続）
- (3) 公益信託制度の普及・啓発（新規、16 年度開始）
- (4) 権利を奪われた貧困家庭の子ども・青少年の支援プログラム（仮称）（新規、16 年度下期開始）
- (5) 権利を奪われた貧困家庭の女性の社会主流化支援プログラム（仮称）（新規、16 年度下期開始）

2. ひとの流れ（関係団体間の交流および協力・協働関係の構築事業）

- (6) 日比 NGO 協働推進（継続）
- (7) 日本企業との連携による途上国地域開発事業の推進（フィリピン CARD MRI、ほか現地 NGO の協力を得て、継続）

3. 知識・情報の流れ

- (8) CSR 関連法整備が進むアジア 3 ヶ国における信託制度を活用した日本企業と NGO 連携の実現可能性調査（継続）
- (9) アジア現地 NGO のダイレクター／データベースの制作（アジアの NGO 間のネットワークの推進、各国での新しい動きや新しいリーダーの紹介と情報共有を目的に。新規、16 年度下期開始）
- (10) NGO に関わる調査研究事業の開発（新規、17 年度以降）
- (11) 認定 NPO 法人格取得記念フォーラム（仮称）の開催（新規、16 年度上期実施）

4. 政策・制度変革の流れ

- (6) 日比 NGO 協働推進（継続）
- (12) 政策提言（継続）

5. ひとつづくり

- (13) 第 2 次「アジア NGO リーダー塾」（2014 年～2018 年度、継続）

[2] 組織運営

(1) ガバナンス（理事の構成と監事の役割）

2 年以内に 2 名ほどの新理事を迎え、新しい発想と、多様な知見・経験を有する理事によるガバナンスをめざす。

(2) 財政基盤強化

収益に占める自己財源比率 60%の確保をめざす。

- ① 個人賛助会員、寄付者の拡大(クラウド・ファンディングその他の活用)
- ② 事業実施のための民間助成金、政府補助金の確保
- ③ 企業との連携を通じた事業収入の開拓
- ④ 企業賛助会員、寄付の確保

(3) 事務局体制の拡充

- ① 職員の増員(3 年以内に新規に専従職員 2 名増員)
- ② 職務分担(責任体制)の明確化
- ③ 福利厚生の実質化
 - ・賞与の支給
 - ・退職金のための積立(中小企業退職金共済制度等の利用)または確定拠出型年金の開始(3 年以内に)

IV. 実施スケジュール

事業 No.	事業名	2016年度				2017年度				2018年度			
		4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
1.	ACT事業推進(継続)		審査(7月) モニタリング	通常助成事業 公募、モニタリング	審査(3月)		審査、モニタリング	公募、モニタリング	審査(3月)		審査、モニタリング	公募、モニタリング	審査
2.	今井・川上基金事務局活動(継続)			公募	審査(3月)			公募	審査(3月)			公募	審査
3.	公益信託制度の普及・啓発(新規)	情報収集、計画策定、財源開拓											
4.	権利を奪われた貧困家庭の子ども・青少年の支援プログラム(仮称)	連携先団体開拓	計画策定、財源開拓	現地プロジェクト開始 (Min. 3年間)									
5.	権利を奪われた貧困家庭の女性の社会主流化支援プログラム(仮称)	連携先団体開拓	計画策定、財源開拓	現地プロジェクト開始 (Min.3年間)									
6.	日比 NGO 協働推進	フォーラム準備	7/3フォーラム開催(～8月末)	日比国交正常化 60周年記念事業									
7.	日本企業との連携による途上国地域開発事業の推進	CARDと覚書、専用P開設、企業リストアップ、情報収集、計画書策定		連携事業・財源開拓		連携事業・財源開拓							
8.	アジア3カ国CSR関連法、日本企業とNGO連携実現可能性調査(継続)	現地調査	調査報告書作成・発行	企業アプローチ開始									

事業 No.	事業名	2016 年度				2017 年度				2018 年度			
		4-6 月	7-9 月	10-12 月	1-3 月	4-6 月	7-9 月	10-12 月	1-3 月	4-6 月	7-9 月	10-12 月	1-3 月
9.	NGO に関わる調査研究事業の開発(調査研究部門立ち上げ)					研究会設立準備	研究員・財源開拓	活動開始					
10.	アジア現地 NGO のダイレクトリー/データベースの制作	事業計画策定	財源開拓										
11.	認定 NPO 法人格取得記念フォーラム(仮称)	準備(4~6 月)、開催(7 月)											
12.	政策提言	通年				通年				通年			
13.	第 2 次「アジア NGO リーダー塾」(継続)	公募(8 年目)	研修開始		修了(3 月)	公募(9 年目)	研修開始		修了(3 月)	公募(10 年目)	研修開始		修了(3 月)

V. 2016～2018 年度に実施する事業（詳細）

1. 資金の流れ

(1) ACT 事業推進（継続、受託事業）

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト(ACT)の事務局として以下の活動を行う。

- 1) アジア各国からの申請事業に関わる一連の事務局作業
- 2) 特別基金、一般基金拡大のための広報・渉外活動(ウェブサイトの運営、広報ツールの刷新、報告会・セミナー活動など)
- 3) 基金設定者、寄付者、賛助会員との連絡維持
- 4) 受託行との連絡維持・調整活動
- 5) その他 ACT の事業推進に必要な活動

(2) 公益信託 今井記念海外協力基金、公益信託 川上甚蔵記念国際文化教育振興基金 事務局活動（継続）

2 つの公益信託の広報と申請書の募集、提出された申請書の整理、諮問／運営委員会提出用資料の作成、助成決定後のフォロー活動等の事務局活動を行う。

(3) 公益信託制度の普及・啓発（新規、16 年度開始）

現行の公益信託制度は、大正 11 年(1922 年)に信託法において規定され、当時の民法による公益法人制度にならい制度化された。現行の「公益信託ニ関スル法律」は(旧)信託法の公益信託に関する条文について、(新)信託法(2006 年 12 月 15 日法律第 108 号)が制定されたのを機に、信託法より該当条文を分離し、(新)信託法各規定との技術的調整を加えたうえで、単独法として存続している。

2006 年の新信託法制定とその後の公益法人制度改革の際に、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、公益信託制度の見直しを行うとの付帯決議が国会で採択されたが、その後は改正が見送られてきた。その後 13 年 11 月末に旧公益法人の移行期間が終了したのを受けて見直し作業に入ったとされ、2015 年 4 月には(公社)商事法務研究会内で「公益信託法改正研究会」が発足した*。

最近では、2015 年 12 月の法務省主催の研究会報告書原案として、次の事項を含む改革が検討されている**。

- ・受託者の拡大(非営利法人も視野に)
- ・(従来 of 助成型に加え)事業型の公益信託を可能に
- ・(公益法人のように)第三者委員会が関与する特定の行政庁による認定
- ・受託財産の拡大(金銭以外の信託も可能に)
- ・公益残余件信託も視野に
- ・税制は公益法人並みにすることを念頭

当センターは公益信託の事務局を担ってきた経験から、公益信託は委託者(出損者)からも、そして受益者(助成を受ける個人あるいは団体)双方から感謝され、満足度が非常に高いと認識しており、もっと活用されてよい制度だと考えてきた。

公益信託の受託件数は減少傾向にあるが、公益信託制度改革への動きが活発化しているこの時機に、公益信託ならではの長所を活かした新しい市場開拓、ニーズの発掘を行うための情報普及・啓発活動を行う。

- * 参考:①(公財)公益法人協会理事長 太田達男氏から法務大臣、副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣宛での「公益信託に関する法制及び税制の改正整備について(要望)」、②「公益信託制度の抜本改正に向けてー「公益信託法改正研究会」((公財)公益法人協会『公益法人』(2015.5))
- ** 「シンポジウム 遺贈と国際協力 NGO のあり方を探る」基調講演(太田達男 (公財)公益法人協会理事長)の資料を参考

(4) 権利を奪われた貧困家庭の子ども・青少年の支援プログラム(仮称)* (新規、16年度下期開始)

アジアの開発途上国の多く、とくにフィリピン、カンボジア、インドなどでは近年経済が急激に発展している。それと共に都市化が急激に進み、子どもの人身売買、児童労働、法に抵触する子どもが増加している。また、近年頻発する大規模な自然災害の被災地では、被災前から貧困状態におかれていた家庭の子どもたちがもっとも脆弱な立場となり、適切な環境下で生活し、教育を受ける機会が奪われている。

本プログラムでは、将来的に児童労働の犠牲者、家庭崩壊とドロップアウトや麻薬/犯罪に巻き込まれる危険性がある子ども、法に抵触した子どもの支援に取り組む。

(2016~18年度は、メロ・マニラとマニラ首都圏のストリート・チルドレンの保護、支援、教育活動、職業技術訓練と就職支援等を行っている現地NGOと連携した事業を行う。2016年4~6月に、現地連携先団体とともに事業開発と事業実施に係る覚書締結を行い、7月から個人、企業、助成財団等を対象にファンドレイズ活動を開始する。)*

(5) 権利を奪われた貧困家庭の女性の社会主流化支援プログラム(仮称)* (新規、16年度下期開始)*

2015年8月末にはUN Womenの日本事務所が開所され、日本においても同時期に「女性活躍推進法」が成立したが、多くの国では程度の差こそあれ「文化」「慣習」という名のもとで、女性に対する抑圧、教育機会の制限、差別、暴力などが存在する。開発途上国においては、多くの開発プログラム/プロジェクトで「女性支援」を謳いながら、「経済開発」「(家庭の)生計向上」だけが優先され、女性は(家事・育児に加えて)さらなる労働を強いられているのが現状であり、問題の根本的な解決には至っていない。

ジェンダー・バランスがとれた社会にするためには、女性の経済力向上のみにとらわれず、従来の価値観を見直すプロセスを経て、家庭レベルで(男性そして女性自身の)意識改革、意識の高い人材の育成(子ども、若者の教育)、女性による行動を喚起し、社会で影響力のあるグループ、組織、ネットワークを設立・強化する支援を行う。

(2016～2018 年度は、南インドにおいて非常に困難な状況に置かれている女子、とくに貧困、家庭崩壊、人身売買の犠牲となった女子(～20 代前半)の救済・保護と、子どもの権利推進を目的とした地域住民の意識啓発と組織化、提言活動を行っている現地 NGO と連携した事業を行う。2016 年 4～6 月に、現地連携先団体とともに事業開発と事業実施に係る覚書締結を行い、7 月から個人、企業、助成財団等を対象にファンドレイズ活動を開始する。)*

*** ただし、新規事業は、以下を経た後に開始する。**

- ① 2016 年度第 1 回理事会において「定款第 5 条 (特定非営利活動に関わる事業)」の変更に
関して総会で審議することについての審議・議決
- ② 2016 年度通常総会 (2016 年 5 月末予定) において「定款第 5 条 (特定非営利活動に関
わる事業)」の変更に
関する審議・議決
- ③ 東京都への定款変更申請・承認
- ④ 2016 年度第 2 回理事会において事業計画の変更についての審議・議決

2. ひとの流れ (関係団体間の交流および協力・協働関係の構築事業)

(6) 日比 NGO 協働推進 (継続)

- 1) 日比 NGO ネットワーク(JPN)の協働事業への参加
 - フォーラム『『権利』を奪われたフィリピンの子どもの現状一日比の若者・学生ともに考
え行動しよう!』の開催(2016 年 7 月 3 日を予定)
 - 日比国交正常化 60 周年記念事業(～16 年 12 月末)
- 2) 日比 NGO ネットワーク(JPN)の事務局活動(受託)
- 3) 日比両国間の国際協力に関する情報提供

(7) 日本企業との連携による途上国地域開発事業の推進 (フィリピン CARD MRI、ほか現地 NGO の協力を得て、継続)

フィリピン CARD MRI や現地 NGO と協力し、日本企業、日本企業の海外現地法人との連携に
より、現地零細・小企業や地場産業発展に必要な技術や人材の育成に資する地域開発事業の
モデル開発を行う。

3. 知識・情報の流れ

(8) CSR 関連法整備が進むアジア 3 ヶ国における信託制度を活用した日本企業と NGO 連携の 実現可能性調査 (継続)

アジアでは 2000 年代後半以降、CSR(企業の社会的責任)関連法の整備がインド(2014 年 4
月 CSR ガイドライン)、インドネシア(2007 年企業法)、フィリピン(CSR 法案 2013 年 7 月下院で
審議保留)などで進められており、企業セクターが環境悪化、人権侵害、貧困などの社会問題
に取り組むことが義務付けられる傾向にある。

こうした流れの中で、現地国の社会開発において日本企業と現地 NGO の連携が促進される
ことが期待されるが、中間支援的な仕組みが必要ではないかと推察し、日本の公益信託や現地
の信託制度を活用する実現可能性の調査を行う(～2016 年 10 月)。

(公財)トラスト未来フォーラムからの助成事業。

(9) アジア現地 NGO のダイレクトリー／データベースの制作（アジアの NGO 間のネットワークの推進、各国での新しい動きや新しいリーダーの紹介と情報共有を目的に。新規、16年度下期開始）

ACT 戦略会議(2013 年)で招聘した現地 NGO リーダーを中心にしたワーキング・グループと連携し、ACT の過去・現在の助成先団体(現地 NGOs)を中心に、優れたリーダーと事業を紹介し、現地 NGO が発信・共有できるデータベースの開発を行う。そしてこのデータには、各国の文化価値や歴史的背景に基づく内発的発展の事例を含む。このデータベースの活用を通して、アジア現地 NGO 間および日本の NGO との人的交流、価値交流を図るとともに、新生リーダー(emerging leaders)の発掘に結び付ける。

(10) NGO に関わる調査研究事業の開発（新規、17 年度以降）

調査研究部門立ち上げ、アジアの現地 NGO や日本の国際協力 NGO が直面している課題を取り上げて調査研究を行い、その成果を発表する。

(11) 認定 NPO 法人格取得記念フォーラム（仮称）の開催（新規、16 年度上期実施）

「変容するアジアの社会状況と若者の参画を考える」（仮称）をテーマに、日本の若者がアジアからの留学生と共に自由に話し合う。そして、ACC21 の 2017 年度に向けた事業提案をもらう。

4. 政策・制度変革の流れ

(6) 日比 NGO 協働推進（継続）

日比 NGO ネットワークが行う政策提言活動に参加する。

(12) 政策提言（JANIC、国際連帯税フォーラム等への参加）（継続）

（特活）国際協力 NGO センター(JANIC)、日比 NGO ネットワーク(JPN)、NGO 外務省連携推進委員会および国際連帯税フォーラム等に参加・連携し、政府開発援助(ODA)やその他をテーマとした政策提言活動において、応分の役割を果たす。

5. ひとつづくり

(13) 第 2 次「アジア NGO リーダー塾」(2014 年～2018 年度)（継続）

本事業は、2009-2013 年度に実施した(第 1 次)「アジア NGO リーダー塾」事業を基礎に、これまでの成果と課題を踏まえ新 5 カ年計画の下で 2015 年度に開始された。

日本が地理的、歴史的、経済的にも深いつながりを持つアジアを舞台に、『市民の立場から 21 世紀のアジア社会のビジョンを描き、デザインし、アジアの民衆・市民そして地元 NGOs と協働関係を作り、政府・企業セクターとも協力関係を構築し、社会的公正に裏付けされた活力溢れるアジアの地域社会づくりを行う』活動家(リーダー)の育成を行う。

以上